

平成21年5月15日

各 位

日本ケミカルリサーチ株式会社
取締役会長兼社長 芦田 信
兵庫県芦屋市春日町3番19号
TEL 0797-32-8591
(大証2部 コード番号4552)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第34回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1)平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2)また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。（変更案附則第1条及び第2条）
- (3)経営体制の強化及び内部統制体制の充実を図るため、取締役の員数を7名以内から9名以内に増員したく現行定款第19条（員数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- 1)取締役会決議日 平成21年5月15日
- 2)株主総会決議日 平成21年6月25日（予定）

(注)上記の内容につきましては、平成21年6月25日開催予定の第34回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

以上

<お問合せ先>

日本ケミカルリサーチ株式会社 広報担当 三浦

TEL 0797-32-8591 FAX 0797-23-5262

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 8 条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p><u>第 9 条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> (条文記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第 7 条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p><u>第 8 条 当社の单元未満株式を有する株主</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 9 条</u> (現行どおり)</p>

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 (条文記載省略)

第3章 株主総会

第13条

~ (条文記載省略)

第18条

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

第20条

~ (条文記載省略)

第43条

(新設)

(新設)

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第12条

~ (現行どおり)

第17条

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

第19条

~ (現行どおり)

第42条

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。